

文教警察委員会会議記録

文教警察委員長 大友 栄二

1 日 時

令和7年3月19日（水） 午後2時00分から
午後4時29分まで

2 場 所

第2委員会室

3 出席した委員の氏名

大友栄二、太田正美、首藤健二郎、阿部英仁、高橋肇、木田昇、猿渡久子

4 欠席した委員の氏名

な し

5 出席した委員外議員の氏名

吉村尚久、吉村哲彦、佐藤之則

6 出席した執行部関係者の職・氏名

教育長 山田雅文、警察本部長 幡野徹 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- （1）第1号議案のうち本委員会関係部分及び第40号議案については、可決すべきものと賛成多数をもって、第41号議案については可決すべきものと全会一致をもって決定した。
- （2）第17号議案及び第19号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することにいずれも全会一致をもって決定した。
- （3）第三次大分県特別支援教育推進計画（改訂版）に基づく再編整備の進捗状況、大分県特別支援教育推進プラン2025について及びマイナ免許証の概要について、執行部から報告を受けた。

9 その他必要な事項

な し

10 担当書記

議事課議事調整班 主査 利根妙子
政策調査課政策法務班 主査 近慎太郎

文教警察委員会次第

日時：令和7年3月19日（水）14：00～

場所：第2委員会室

1 開 会

2 教育委員会関係

14：00～15：00

（1） 合い議案件の審査

第 19号議案 職員の給与に関する条例等の一部改正について
（付託委員会：総務企画委員会）

（2） 付託案件の審査

第 1号議案 令和7年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）

第 40号議案 大分県長期教育計画の策定について

第 41号議案 損害賠償請求に関する和解をすることについて

（3） 諸般の報告

①第三次大分県特別支援教育推進計画（改訂版）に基づく再編整備の進捗状況

②大分県特別支援教育推進プラン2025について

（4） その他

3 警察本部関係

15：00～16：00

（1） 合い議案件の審査

第 17号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について
（付託委員会：総務企画委員会）

第 19号議案 職員の給与に関する条例等の一部改正について
（付託委員会：総務企画委員会）

（2） 付託案件の審査

第 1号議案 令和7年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）

（3） 諸般の報告

①マイナ免許証の概要について

（4） その他

4 協議事項

16：00～16：10

（1） その他

5 閉 会

会議の概要及び結果

大友委員長 ただいまから、文教警察委員会を開きます。なお、審査の都合上、予算特別委員会の分科会も兼ねているので、御了承願います。

本日は、委員外議員として吉村尚久議員、吉村哲彦議員、佐藤之則議員に出席いただいています。

委員外議員の方が発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう要点を簡潔に御発言願います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案3件、総務企画委員会から合い議があった議案2件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより教育委員会関係の審査に入ります。

まず、合い議案件の審査を行います。

第19号議案職員の給与に関する条例等の一部改正についてのうち、教育委員会関係部分の説明を求めます。

山田教育長 初めに、私から一言、御挨拶を申し上げます。

本日はいよいよ今年度最後の常任委員会となります。この1年間、本当に懇切丁寧に温かい御指導・御鞭撻を賜り、誠にありがとうございました。

本日は合い議案件1件、付託案件3件、諸般の報告2件について、この後、担当課長から御説明と御報告をします。慎重審査のほどよろしくをお願いします。

吉雄教育人事課長 第19号議案職員の給与に関する条例等の一部改正について、御説明します。委員会資料の2ページを御覧ください。

1改正理由について、給与改定は毎年、人事委員会が地方公務員法の趣旨を踏まえ、県内民間と県職員の給与水準を比較し、国や他県の動向等も考慮の上、勧告する仕組みとなっています。

今回の改正内容は、国家公務員において、人材確保等の観点から、時代の要請に即した給与

制度、いわゆる給与制度のアップデートや休暇制度の見直しが行われており、本県でも国家公務員に準じた見直しについて、人事委員会から勧告及び報告を受けたことにより、その内容を尊重し、国及び各県の改正状況等も考慮の上、一般職員等の給与及び休暇・勤務時間について、改正を行うものです。

それでは、改正内容のうち特に教育委員会に關係する部分について、御説明します。

最初に、一般職員の給料・手当について主なものを御説明します。

まず、上から二つ目の扶養手当についてです。働き方の社会情勢の変化を踏まえて、配偶者に係る扶養手当を廃止し、一方で子に要する経費の実情等を踏まえて、子に係る扶養手当額を引き上げるものです。なお、扶養手当の改正にあたっては、急な手当額の変化となることを防ぐために経過措置期間を設けて、緩やかな減額・増額を行うこととしています。

次が、四つ下の在宅勤務等手当についてです。職員が在宅勤務をする際の光熱水費等の負担軽減の観点から、新たに手当を新設するものです。

次に、休暇・勤務時間についてです。地方公務員育児休業法の中で、育児のために1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができる部分休業の制度がありますが、小学校就学前の子の育児にしか利用できず、小学校就学後の子の育児と仕事の両立のネックとなっていることから、小学校3年生までの子の育児について、この部分休業に準じた休暇を取得できるように措置するものです。なお、給与上の取扱いについては、部分休業と同様、無給としています。

また、現在3歳未満の子を養育する職員は、育児のために時間外勤務の免除を請求することができますが、育児・介護休業法が改正され、令和7年4月1日から、この請求の対象が小学校就学前の子に拡大されることを踏まえ、本県においても、所要の改正をするものです。

次に、資料の3ページを御覧ください。

参考として、改正条例一覧を記載しており、改正条例の対象者及び主な改正内容をそれぞれ記載しています。

最後に、施行日について、国と同様に令和7年4月1日から施行することとしています。

大友委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見はありませんか。

阿部委員 この子育て部分休暇は、どういうものなの。今、ちらっと説明を受けたんだけど、就学後からだろう。就学後ということは、1年生から3年生までの間、学校に通っているのに、部分的にそれができるようにするのは、実態はどうなの。これについて。

吉雄教育人事課長 制度については、今、阿部委員からあったとおり、今後、小学校3年生まで休暇を取れますが、育児と仕事の両立のネックということで、子どもの状態等を見た中で、そういったことが必要となってくる方も出てくるかと思っています。

阿部委員 私はよく分からんんだけど、理解がちょっとしがたいんだけど、どう思い浮かべたらいいんだろうね。子どもは学校に行っているわけでしょう。そして、親は子どもと同じ学校ではないでしょう。子どもが行っている学校に親も行っている感覚で、こういうことをつくっているのか。

例えば、親が2時間とか3時間とか、僅かその間にそれだけの休暇を取って、それが子どものプラスになるのかな。どういう意味合いでこういう制度ができようとしているのかをちょっともう少し説明してくれんかな。

吉雄教育人事課長 申し訳ありません。

子どもの状況により、通常の学校に通うことができないことが頻繁にあるようなお子さんの対応等のときには、必要となってくるのではないかと考えています。

阿部委員 不登校児童とか、そういう子どもたちを対象に考えているわけ。

吉雄教育人事課長 限定をしているわけではありませんが、今、御指摘のあったことも対象になってくるかと思っています。

阿部委員 まあ、いいでしょう。後日、時間があったら、もう少し個人的に詳しく教えてよ。ちょっと私自身理解できないのですね。また、お互い2人で——あんたがそこに残っちゃうんだったら、どっか遠くに行きやあ、別にいい。（笑う者あり）よろしく頼みます。

猿渡委員 今の子育て部分休暇について、例えば、小学校に入っすぐ、新しい環境に子どもたちが慣れるまでの間等と私は思うんですね。これを連続して取るのか、この日は時々取ることも可能なのか。

あと、現場の教員は担任を持っていると、制度はあっても、忙しくてなかなか取れない方も多い気もしますが、現状は就学前まで取れる、時間外勤務を免除できる、3歳未満は免除できることが制度としてはあるけれども、どの程度活用されているのか。実際問題、難しいケースも多いと思いますが、実際に活用されているのかも教えてください。

吉雄教育人事課長 部分休業を実際に活用している職員は、令和7年2月末現在、教育庁の事務局と県立学校を合わせて29人です。令和5年度は25人です。（「以上ですか」と言う者あり）申し訳ありません。部分休業について、1日の始め又は終わりにおいて、2時間を超えない範囲内で取得できることになっているので、取ろうとする一定期間を事前に申請することになるかと思っています。

猿渡委員 例えば、1か月間とか2か月間とか、一定期間連続して希望する期間を、朝1時間なら1時間、夕方2時間早くが可能なんですね。今言われた数字は、教育庁と県立学校の数字ですね。ありがとうございます。

私は、例えば小学校に入っすぐ、夏休み明け、ちょっと子どもが学校に行き渋る場合、放課後児童クラブに慣れるまでの間など、そういったときには非常にありがたい制度だと思います。必要な方がその制度をしっかりと活用できる環境整備というか、仕事が忙しいと、本当はその時間を取りたいけれども、現実にはなかなか取れないこともあるかと思っています。その辺を解消していくことが大事だと思うので、よろしく

お願いします。

高橋委員 在宅勤務等手当について、教職員における在宅勤務はどういうことを指すのか。

吉雄教育人事課長 教職員、特に教員は、授業や児童生徒への対応となっているので、教員が在宅勤務を通常の時期に取ることはなかなか難しいと思っていますけれども、長期休業中で授業等の対応がない中で、仕事の内容によっては、在宅勤務も可能であると考えています。

高橋委員 長期休暇、要するに夏休み中に、この日からこの日まで、10日を超えてですから、例えば、2週間ぐらい自宅で教材研究をするという報告をすれば、手当が出る扱いになるんですか。

吉雄教育人事課長 申し訳ありません。

1か月当たり10日を超えてというのは、現状は3か月以上継続してとなっているので、教員の場合、数箇月継続しては難しい状況だと考えています。

高橋委員 分かりました。これは、教員にとって、はっきり言ってあまり意味がないと。分かりました。いいです。

太田副委員長 さきほどの子育て部分休暇ですけど、これは最大3年取れる。それで、時間外勤務の免除も最大取れるのは、3年ですか4年ですか。取ろうと思えば、最大そこまで取れると理解していいんですか。

吉雄教育人事課長 申し訳ありません。

小学校就学前までは部分休業が取れますけれども、今後は、これ見合いで小学校3年生までになります。

太田副委員長 連続して取ろうと思えば取れる理解でいいんですか。

吉雄教育人事課長 連続して取ることも可能です。

太田副委員長 その場合、現場でいろんな支障が出ることは、考えられないですか。同僚の職員との間で不具合がということは、想定されていないと。

吉雄教育人事課長 1日のうち2時間程度は勤務しないことになったときに、その方が持っている仕事がどんな仕事なのかによっては出てく

るかとは思いますが、事務分掌を所属の中で分担する形で、仕事をやっていくことになってくるかとは思いますが。

阿部委員 再度悪いんですけど、給与に関する条例は、大分県だけなのか。何か文部科学省から全国に通達が来て、それに沿って、条例制定しているわけ。

吉雄教育人事課長 この件について、国家公務員が給与のアップデートや休暇等の見直しをする中で、今年度、本県の人事委員会からも勧告を受けて、各県の状況等も踏まえた上で、令和7年度から対応する状況になっています。

阿部委員 この条例改正の全て、これは大分県で、例えば、教育委員会で話し合って、こういう改正の内容があったと、今日持ち出しをしているわけ。

吉雄教育人事課長 大分県全体で……

阿部委員 大分県というのは。大分県議会で、こういうあれになっとるわけやね。

吉雄教育人事課長 そうです。

阿部委員 他県がどうだこうじゃないんだね。

吉雄教育人事課長 他県等も同様の改正をすると聞いています。

阿部委員 もう少し詳しく。

山田教育長 補足をすると、国の給与法が改正され、国家公務員について手当の改善がされました。これは、人材確保を目的として、なるべく子育て世代が働きやすい給与・手当制度にしようという趣旨で、国において改正が行われました。基本的に、地方公務員の給与は、均衡の原則や情勢適応の原則があり、国や民間準拠で人事委員会勧告が行われます。そのため、国が勤務・労働条件を改正すると、それに合わせて、日本中の自治体が改正を行います。地方公務員は、条例で給与、勤務・労働条件を定めているので、条例改正が必要になるということです。

さきほどの子育て部分休暇について、私もちょっと最初は何やろうと思っていましたが、私は福祉保健部にいたとき、よく要望があがっていたものとして、小学校の低学年の子は午前中に授業が終わって、それから放課後児童クラブに大体行きます。その放課後児童クラブが3時

や4時に終わると、それから行き場、居場所がなくなります。中学年、高学年になると、自分1人で家に帰って何でもできたり、塾に行ったりして時間を過ごせますけれど、低学年の子どもは1人で過ごせないなので、そういう子どもに対して、親が少し早めに仕事を切り上げて戻って世話をしたい、そういう要望が福祉保健部のときに上がっていました。恐らくそういう要望に対応して、小学校3年生までは1人で時間を過ごせないなので、放課後児童クラブが終わった後、家に帰る子どもを迎えるために部分休業を取ることができます。

未就学児童までは部分休業がありましたけれど、小学校に入ったらありません。保育所に通わせている方が、延長保育等で夕方までずっと見てくれますが、逆に、小学校に上がったらずっと早く家に帰ってくるので、親としては困ると、そういう声がありました。それに対応するものかと思います。

阿部委員 いろいろそういう配慮をしながら手当を考えるとということに対しては、異議はないんですよ。ただ、どういう実態の中で、こういうことが行われるのかが、我々の頭の中に浮かんでこない。そういうことで、もう少し分かりやすくしてくれるとありがたい。これで結構です。

大友委員長 あとはよろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 委員外議員の方、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 別に御質疑等もないので、これで質疑を終了します。

なお、採決は警察本部の審査の際に一括して行います。

以上で、合議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査を行います。

第1号議案令和7年度大分県一般会計予算のうち教育委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

深藏教育財務課長 第1号議案令和7年度大分県一般会計予算のうち教育委員会関係について、

御説明します。委員会資料の4ページを御覧ください。

こちらは、別冊で配布している令和7年度教育委員会予算概要から、説明ページを抜粋しています。

それでは、5ページをお開きください。

令和7年度教育委員会予算について、予算額は、左から2列目予算額（A）欄の上から3段目にある1, 194億8, 579万1千円です。これを右から3列目の6年度当初予算額（B）欄と比較すると、その右の欄にあるように、額にして36億1, 247万2千円、率にして3.1%の増となっています。

続いて、先日の予算特別委員会で説明した事業を除く主要な事業について、御説明します。6ページをお開きください。

下から2番目、スクールソーシャルワーカー活用事業費1億1, 537万9千円です。貧困などの家庭環境に起因する不登校等の未然防止や解決を図るため、社会福祉士等の資格を持つスクールソーシャルワーカー及びスクールソーシャルワーカーへの助言を行うスーパーバイザーを配置するものです。

令和7年度は、県立学校のスクールソーシャルワーカーを現在の8人から11人に増員し、相談体制を一層強化します。

次に、7ページをお開きください。

下から2番目、子どもの学びをつなぐICT活用推進事業費325万6千円です。中山間地域等の小規模校の児童生徒の学習支援を行うため、専門家による遠隔授業を実施するものです。新たに小学校でもプログラミング教育の支援を実施するとともに、学校間をつないだ協働的な学びの支援に取り組みます。

8ページをお開きください。

一番下、高等学校入学者選抜Web出願システム構築事業費1億3, 931万円です。県立高校入学者選抜における受験者・保護者及び中学校・高校の教職員に係る作業負担の軽減や利便性の向上を目的としたWeb出願システムの構築を行うものです。

9ページをお開きください。

一番上、次世代産業人材育成事業費 1 億 1, 2 7 6 万 8 千円です。次世代を担う産業人材を育成するため、地域産業界との連携強化や先端技術を活用した取組を実施するものです。具体的には、産業教育における各分野でのデジタル技術の活用や職業マインドの醸成を目的とした探究プログラム、最先端技術活用企業の見学、スマート技術を活用した実践的な研修等を実施します。

10 ページをお開きください。

上から 2 番目、日本語指導レベルアップ事業費 2, 4 2 5 万円です。日本語指導が必要な帰国・外国人の児童生徒等に対する日本語指導の充実を図るため、日本語指導支援員を県立学校に派遣するとともに、小中学校に支援員を派遣する市町村に対し助成を行うものです。また、日本語指導アドバイザーを派遣し、県内どこでも同様に指導・支援を受けられる体制づくりを行います。

11 ページをお開きください。

一番上、地域のスポーツライフサポート事業費 1, 4 7 9 万円です。子育て・働く世代のスポーツ実施率の向上のための環境整備や質の高い指導者の養成確保に取り組むものです。

大友委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見はありませんか。

首藤委員 6 ページのスクールソーシャルワーカー活用事業費について今、8 人から 11 人へ増えた予算と伺いましたけれども、スクールソーシャルワーカーは、学校と家庭、それぞれの人によって全然違いますから、非常に大変だと思います。これは、どんどん増えている状況を減らしていくというか、話を聞いてあげて相談に乗るのではなくて、学校に行けるようにするには、友達づくりや子どもたちの中で解決しないといけないことがあると思いますけれど、そのアドバイスというか、ソーシャルワーカーの役割は、現状どのような感じなのでしょうか。

佐藤学校安全・安心支援課長 スクールソーシャルワーカーの活用についてです。

首藤委員御指摘のとおり、スクールソーシャ

ルワーカーについて、子どもが抱えている課題、悩み等が自分の外にあるというか、家庭に原因がある場面において、スクールソーシャルワーカーを活用しながら、家庭と福祉の機関をつなぐ役割を担っています。

一方、子ども自身の中に問題や課題がある場合は、スクールカウンセラーが子どもの悩みを聞きながら、学校登校を促していく。両者が連携しながら、現在取り組んでいます。

また、学校の中で当然、教室や授業が、子どもたちにとって居場所となり得る空間にならないと、子どもたちは来ないと思います。来ないと言うとちょっとおかしいですが、なかなか足が遠のく部分もあると思うので、授業の改善や本課がやっている部分として、人間関係づくりプログラムという子どもと子どもが共に活動して相互理解する活動、そういった行動を通して不登校等の減少に努めたいと考えています。

首藤委員 僕が経験した時代とは、本当に違ってきている感じがあって。僕らの頃は、学校に行くのが当たり前でしたけれども、今は僕の周りの親御さんに聞いても、うちは不登校なんやと、困っちゃうのやと言いながら、学校に行く指導は、親が余りしていないというか、それはしょうがねえみたいなのが多い気がして。ですから、親への教育というのは変ですけども、何というか、社会というか、学校に行く雰囲気づくりをソーシャルワーカーも含めて取り組んでいただければと思うので、よろしくお願いします。

猿渡委員 まず、10 ページの日本語指導支援員及びアドバイザー派遣の件ですが、現状がどのような形になっていて、この事業によってどう改善されていくのか具体的に人数等を教えていただきたいのが一つ。

あと、フリースクールの件で、予算特別委員会でも質疑して具体的に教えていただき、関係者の皆さんも大変喜んでいただいています。大変ありがたいと思っています。

少し具体的な中身ですが、そのフリースクール、1 人 3 万 2 千円ぐらいするというので、それに対する助成は大変ありがたいですが、上

の子が不登校になると下の子も不登校になりがちだったり、兄弟そろって不登校になったりも多いと聞きます。2人、3人フリースクールに通うとなると、6万円、7万円、3人だと10万円近い負担になるかと思うので、今後に向けて、非課税世帯でなくても複数通っている家庭に関しては、何らかの支援が必要ではないかと思います。それは今後に向けてまた考えていただけたら、ありがたいと思います。

それともう一つ、フリースクールの中身について。大分県のガイドラインを見ると、相談指導内容が学習指導要領を前提としているとあり、この前提の意味ですが、フリースクールで国語、算数、理科、社会の勉強をする時間があることではないんですかね。必ずしもそのことを意味しないのかを確認したいです。フリースクールでカリキュラムをつくって、その計画の下で実施しているとほかの項目であります。そのカリキュラムが、必ずしも学習指導要領の内容を実施していることではないことを少し確認させてください。

首藤人権教育・部落差別解消推進課長 日本語指導レベルアップ事業費について、御質疑いただいたので回答します。

実態把握のため、令和6年度に日本語指導が必要な児童生徒数調査を当課で実施しています。その中で、令和6年度は日本語指導が必要な児童生徒数が、小、中、高校と合わせて146名います。そのうち、小中学校が134名、県立高校が12名となっています。その児童生徒への支援のために、支援員を小中学校に47人、県立学校に11人、合計で58人派遣しています。基本的に、14市町村にそういう児童生徒がいるので、そういうところにも補助をしています。県立学校については、県から直接派遣をしているところです。

そして、一つの学校に複数子どもがいる場合、1人の支援員により別室で2人を指導することがあるので、そのような人数となっています。

佐藤学校安全・安心支援課長 フリースクールについてです。

まず1点目の、家庭に何人も子どもがおり、

全てフリースクールに通った場合ですが、基本的には、来年度は所得制限を設けた中で支援をして、効果等について検証したいので、御理解いただければと思っています。

それから、フリースクールの活動について、フリースクールの運営も自由な活動で保障されているので、様々です。中には、学習の活動がないフリースクールもあると聞いています。私どもは、フリースクールを学びの場として、社会的自立に向けた活動を是非お願いしたい思いもあります。したがって、ガイドラインや認証基準もそういった視点でまとめているところです。

教育課程に即している云々の部分がありますが、教育課程の全てを網羅していることではなくて、学校教育が目指すところに即した形で活動しているということで捉えています。もちろん、いろんな活動を見ていくのは非常に難しいと思いますが、それぞれ申請があがった段階で認証となるので、しっかりと状況等を丁寧かつ慎重に見ていきたいと考えています。

猿渡委員 日本語指導レベルアップ事業費について、予算がマル特となっていますけれども、このマル特の予算で、今説明いただいたことが改善されることなんですかね。今説明いただいたのは、令和6年度の現状ですよね。それがこの予算によって増えることなのか、どういう意味のマル特なのか教えていただきたい。

最後に説明いただいたフリースクールのガイドラインの中身について、ちょっと私がよく理解できなかったのですが、国語、算数、理科、社会の勉強をする時間があることが認証の条件になるという意味ですか。そうではないのか。教えてください。

首藤人権教育・部落差別解消推進課長 現在、令和6年度までの日本語指導ステップアップ事業費で同様の事業を行っています。そして、今度さらにそれを拡充するというので、日本語指導レベルアップ事業費としています。

その理由は、多言語化が非常に進んでおり、英語だけではなく、フィリピン語、中国語、ネパール語、ベトナム語がたくさん増えてきてい

るからです。そういったところにも手厚く対応するために、支援員の数を増やす必要があり、そういう人材の発掘も研修等を行っていかねばいけないということで、特に予算を付けてさらに拡充をしていく必要があるため、このように対応したいと考えています。

佐藤学校安全・安心支援課長 フリースクールの活動について、県が把握している22のフリースクールは、学習活動等をしている中で、コーチの先生も学校における出席の扱いとしています。先般の予算特別委員会でも申し上げたように、その22のフリースクールは、申請があれば認証できる方向ではないかと考えています。

極端に言えば、思想信条に基づく教育等をしている部分は、いかななものかとありますけれども、学校の教育課程に即した形でフリースクールでも活動いただければ、認証の基準に十分当たると。少し個別に見ていかないとなかなか難しいですけれども、そう考えています。

太田副委員長 9ページの次世代産業人材育成事業費について、経費という形で書かれていますが、主にこれは講師料なのかどうか。

それと、一番下のデジタルスキル・イノベーションマインドの推進に要する経費は、具体的にはどういう事業になるのか。

この事業をすることで、生徒というか、どういう成果が上がったか。発表会みたいなもの、例えば、高等専門学校では全国のロボット大会があるけれど、成果を発表する機会があるか。又は、生徒自らが勉強することによって、新しいイノベーションでこういうものにする場があるか。そういうものに産業界が興味を示して、それが一つの製品につながるか。そういうことまで想定しているかを詳しくお聞きしたいのですが。

小野高校教育課長 この事業ですが、昨年度までは、高校の中の工業科、農業科、商業科、福祉科等、個別に授業立てをしていました。今の産業構造等を考えると、それぞれ個別というよりも共通する部分もたくさんあり、例えば、職業マインドやデジタル技術で横串を刺す事業が

必要ではないかという課題意識の下で、今回は統合して、もちろん独自性を保ちながら事業立てをしています。

例えば、その中で商業系では、今回初めてMICE（マイス）という呼び方をしていますが、商業高校の高校生が大分駅前に集結し、自分たちと企業が連携して作った商品を披露し、県民に広く紹介し、御購入いただいたことがあり、ステージを設けて、高校生が自ら司会をしながら発表していく場も設けました。

同じようなことで、工業、農業等も企業等と連携しながら学びを深めており、いわゆるものづくりを披露する場ももちろんあるので、高校生の成果として、高校内だけではなくて、外部と連携して学びを深めて、成果を皆さんに披露する場は設けています。

もう1点御質問いただきましたが、デジタルスキル・イノベーションマインドの推進に要する経費について、先端技術を活用して生産性の向上、新たな価値を創出する取組をしています。DX人材の推進で、具体的な例で申しますと、高校生がドローンプログラミングについて小中学校に出前授業をして、自分たちのスキルを高めながら、小学生、中学生に教えていくこともしています。太田副委員長がおっしゃったように、外部から講師をたくさん呼び、そして自分たちの課題探求型の学習の充実、質の向上に資する取組をしているので、こういった予算を積んでいます。講師代ももちろんあります。それから、生徒が企業に向かうときの交通費等も積んでいるので、そういった学びの質を高めるための予算です。

太田副委員長 実際に、企業との連携はこれの中に入ってきて、また大学等の学生たちとも何かコラボするつながりは、この中から発展していくのでしょうか。

小野高校教育課長 企業との連携について、福祉であれば福祉、商業であれば商業で、個別に事業の中で連携を深めているし、さらに声かけもありますので、どんどん深まってくると思っています。

大学等との連携も、もちろん企業だけではな

く大学と連携しながら、例えば、工業であれば大分大学と連携してものづくりを進めているので、連携先は非常に拡大しているところです。

太田副委員長 そういう意味では、今、熊本県に半導体の企業が進出してきたこともあり、マインドは非常に変わってきているので、学生たちも最近は理系の方に非常に目が向いていると思いますけれど、それに大分県としても遅れないように、しっかり取組をしてほしいと思います。

要望です。お願いします。

木田委員 夜間中学について、入学希望者に7月、8月頃に説明することについて、外国籍の方がどういう条件で入学対象になるのか。そういった方々への周知を夏までにどのようにしていくのかを教えてください。

小野義務教育課長 まず、夜間中学校の外国籍の方について、基本的に外国籍の方の場合、日本語指導で日本語を学びたい方が非常に多いと他県でも聞いています。我々は、入学説明会もブースを使って、全て個別に対応していくことを考えています。日本語だけを教える学校ではない、夜間中学校はこういう学校です、こんなことができるようになりますと。ただ、日本語も教えるけれども、日本の学校と同じように、ほかの教科もしっかり学んでいただくことを十分に理解した上で、判断をしていただく。そして、入学説明会は夏と2月に行いますけれども、恐らく1回だけで、夜間中学校のことは理解できないと思うので、その間も個別に相談や質問に継続的に対応していきたいと思います。外国籍の方が十分理解した上で、判断できる間合いを持って、しっかり判断してもらおうと。

全く日本語ができない方であっても、日本語指導の先生の指導で、3か月ほど学べば、ある程度の会話ができるようになると他県の事例も聞いているので、個別に丁寧に対応しながら、支援をしていきたいと考えています。

もう一つ、周知の方法ですが、6月2日にホルトホール大分でシンポジウムを行います。ここには、それぞれ関係機関、それから市町村、教育委員会といった方々の協力を得ながら広く

周知して、そこに来ていただく。それだけではなく、SNS等でも個別に、また個別の口コミの方法等、様々な手を使いながら、県内に周知をしていきたいと考えています。

木田委員 特段、在留資格によってどうのこうのという区分はなくて、余りないかもしれないとは思いますが、技能実習、育成就労で在留される方がいますけれども、そういった方々も算数を学びたいとかであれば、入学できるのか。

周知ですが、国によっては、在日の何とか国交流会のような組織もあるかと思いますが、そういう国の組織にお知らせすることもあるんでしょうか。

小野義務教育課長 1点目は、まず外国籍の方の団体、国際交流プラザという団体があって、その国際交流プラザの副所長が、実は我々の外交支援委員会の委員になっているので、来年度も引き続き、その方のお力を借りながら、委員会を進めていきたいと思います。

それともう1点は、入学者の条件ですが、基本的には日本国籍であっても外国籍であっても、義務教育を学んでいない方が条件なので、面談の中で聞き取りながら判断していきたいと思います。つまり、高校や大学を卒業している方は対象にはなりません。〔「自国のね」と言う者あり〕

はい。

木田委員 分かりました。いいです。

高橋委員 8ページの高等学校入学者選抜Web出願システム構築事業費について、今回初めて取り組むものだと思いますが、他県で同じシステムを導入しているところがあるのかどうか。

小野高校教育課長 高橋委員がおっしゃったように、本県では初めて取り組みます。

他県の状況ですが、令和6年度入試の時点で、14都県でWeb出願を実施しています。あわせて、令和7年度入試以降でWeb出願導入を発表しているのが、11道府県となっています。

高橋委員 中学・高校教員や保護者の作業負担の軽減もあります。私は中学校畑は経験していませんが、特にこの入学出願は非常にデリケートで、期日までにきちっと書類をそろえて出さ

なきゃいけない。大学ほどではないかもしれないけれど、かなり神経をとがらせると思いますが、例えば、出したはずなのに向こう側に届いていない。Webですから、物じゃないですよ、データが行くわけで、実際に物理的なものを送るわけじゃないので、その確認が分からないとか、そういう課題や問題は余りないんですかね。

小野高校教育課長 現在、出願は中学校で取りまとめて、直接紙媒体で提出しており、業務の煩雑さやミスも実は起きやすい状況があります。当然、Web出願にしても非常に気を付けなければならない点は生じます。今申したように、他県の例も見ながら、そしてシステムの構築を時間をかけてしっかりとやり、試行しながらミスの発生を防ぎたいと考えています。

高橋委員 お願いします。

大友委員長 私から1点、予算概要の30ページ、教員確保対策事業費について、予算特別委員会の質疑の中で大体内容は把握をしましたが、PR動画、大学3年生の受験や会場を増やす話があったと思いますけれど、その中で、特別選考の話があったと思います。ちょっと、聞き逃しだったらすみません。

これは以前、私が委員会の中でも質疑した気がしますが、大学からの推薦で試験を受けられるとかそういうタイプのものなのかをちょっと詳しく教えていただきたいんですけど。

吉雄教育人事課長 来年度実施の教員採用試験の見直しの中で、昨日の予算特別委員会では私が申し上げたのは、教員採用試験の一般選考以外で特別選考を設け、その中で民間企業等での勤務経験を有する者を対象とした社会人特別選考を設け、より多様な人材の確保を図ることで、この採用者数を拡大する方向で考えています。

大友委員長 分かりました。

私は最近、教員資格を持った大学生と話す機会が多くて、その中で、先日も話しましたが、そうやって大学からの推薦で入られる、試験を受けられるというのが他県にはあるとか、また、例えば受験をして、初任地の配属地を大分県は結構ぎりぎりしか分からないと思うんです。他県は比較的早く地域名を教えてもらい、

配属の学校名も大分県よりもだいぶ早く教えてもらっており、大学生の中で先輩からそういう話を聞いて、大分県はなかなか受けづらいよねという話があることを伺っています。

恐らく、もう十七、八年前ですか、教員の汚職事件がありましたけれども、教育委員会が採用に関してぴりぴりしているところは十分に伝わってきて、それが悪いことでもなく、しっかりと不正がないようにこれからもやっていかなければいけないと思いますけれども、他県と比べて大分県の方がちょっと条件が悪いよねと学生が思っていることは、結構問題かなと。

実際、昨日お会いした教員から、実は私の娘も福岡の教員になったんだよねと言われたので。最低限不正がないことを前提に、もう少し他県と同レベルぐらい、もっと言えばインセンティブを持たせてもいいと思いますけれど、最低限、他県と同じ条件をつくっていかなきゃいけないと私も感じています。

それと、ついでにもう1個言いますけれど、予算概要71ページ、学校問題解決支援体制構築事業費、これも予算特別委員会の中で話がありました。やっとなんかサポート体制ができてきていると思っています。

職場環境の改善や処遇改善、いろんな教員の条件の改善をしている中で、仕事量が増える部分は、逆にやりがいややっていける教職員も多くいると思うんですよね。ただ、本来仕事でない部分を仕事としてやらなければいけない、そういう部分に心が折れていく教職員も多いと伺っているので、この辺に関してはしっかり構築していただきたい。

あと、教員とか指導主事とか講習会を開く話ですけれども、保護者の皆様にも理解していただく意味で、PTAにも講習会を開くこともやっていったらいいと思っているので、要望ですけど、是非是非よろしくお願いします。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 委員外議員の方は、質疑等ありませんか。

吉村（哲）委員外議員 端的にお伺いします。

委員会資料6ページのスクールソーシャルワーカーについて以前から、来てほしいときになかなかいないという声もありました。徐々に拡充していただき、来年度11人でそういった部分が解消されていくのかどうか。今すぐ相談したいのに今いない、そこが一つ課題かと思います。

もう1点、次のページの子どもの学びをつなぐICT活用推進事業費についてです。ここはもうほぼ要望ですが、小野義務教育課長、フリースクールの件は大変ありがとうございます。喜びの声をいただいています。それと同じように、お子さんの特性でフリースクールまでは良い、ただ、勉強する機会を与えてほしいということで、学校の授業をZoom等で見られるだけでもありがたいという声もフリースクールへの支援と同じぐらい、特に小中学校からよくいただきます。学校の教員のICTの力量の部分もあると思いますが、そういった部分も、各市町村の教育委員会と連携を取りながら進めていければいいと思いますので、是非よろしく願います。

では、1点お願いします。

大友委員長 もう予定終了時刻が過ぎていきますので、質疑、答弁は簡潔にお願いします。

佐藤学校安全・安心支援課長 スクールソーシャルワーカーについてです。

県立学校について、来年度8人から11人に増員します。これまで8人で、1人平均8校ぐらい持っている部分があります。それが11人になるので、1人平均5.4校ぐらいになりますが、今、大分市を除いた義務制が1人平均5.2校ぐらいなので、大体同じレベルになります。それによって、完全に相談したいときにできるかといえば、やはり相談者が多ければそこはなかなか難しい部分ですけれども、幾分改善されると見込んでいます。

大友委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 ほかに御質疑等もないので、これで質疑を終了します。

なお、採決は警察本部の審査の際に、一括し

て行います。

次に、第40号議案大分県長期教育計画の策定について、執行部の説明を求めます。

鈴木教育改革・企画課長 それでは私から、第40号議案大分県長期教育計画の策定について、御説明します。

説明資料の12ページを御覧ください。

本計画については、昨年9月の本委員会において素案段階のものを御説明しましたが、その後、パブリックコメントや子どもとの意見交換会、そして有識者会議でのさらなる御議論なども経て、本案「教育県大分」創造プラン2025を作成しました。

この計画案ですが、総論から各論に続く構成としており、本県の教育改革の経緯、時代の要請や潮流の変化、基本理念、そして施策全体を通じて必要な視点を整理しています。

複雑困難化する教育課題や人口減少、産業構造の変化など様々な社会的な変化を踏まえ、資料中段右側にあるように、持続可能な社会の創り手の育成や個人の幸せとより良い社会（ウェルビーイング）、そして誰一人取り残されない社会の実現などが求められているところです。

こういった状況にあつて、本計画案では、真ん中少し下、変化の激しい社会を生き抜く力と意欲を育む「教育県大分」の創造を基本理念として掲げ、必要な施策を推進していきたいと考えています。また、今回新たに「リアル×デジタル」の最適な組合せによる教育効果の最大化を重点視点として設定したところです。1人1台端末や先端技術を活用して、対面学習などのリアルな場面との組み合わせを積極的に図ります。

13ページを御覧ください。

13ページ、14ページの2ページでは、各論として各施策を分野ごとに整理しており、重点視点に関連して申し上げますと、例えば13ページの学校教育では、基本目標1①確かな学力の育成において、教室での指導や家庭学習における端末の活用を促進するほか、不登校への対応としても基本目標3①いじめ・不登校対策の充実・強化ですが、不安や困りの早期認知や学

習支援などにICTを積極的に活用していきたいと考えています。また、冒頭に申し上げた人口減少なども踏まえ、基本目標1⑤高校教育の充実ですが、遠隔教育の推進や魅力・特色ある高校づくりなどにも取り組みます。

14ページをお開きください。

14ページには、社会教育、文化財・伝統文化、スポーツの分野を示しています。基本目標5共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進や基本目標6文化財・伝統文化の保存・継承と魅力発信、そして、基本目標7①生涯にわたってスポーツに親しむ機会の充実や③世界に羽ばたく選手の育成など県民スポーツの推進にもしっかりと取り組みたいと考えています。

なお、計画の実行にあたっては、毎年度点検・評価を通じて進行管理を行い、また、中間年の令和10年度を目途に、見直しを行いたいと考えています。

最後ですが、時間の都合もあるので、御紹介のみします。15ページ以降に、今回初めて実施した子どもへの意見聴取についての概要を示しています。資料大部であるので、お時間がある時に御覧いただければと思いますが、特に33ページ以降、前回9月の常任委員会後に行った子どもたちとの意見交換会の概要を掲載しています。

子どもたちの写真もこちらの資料に含めていますが、子どもたちならではの様々な意見、生の意見をいただいているので、今回の計画の策定にあたって、子どもたちの意見がかなえられるような施策も含まれているのかといったものも点検し、また今後、具体の施策を推進していく上でも、様々な声にしっかりと留意して取り組んでいきたいと考えています。

なお、計画案本体については、Side Books（サイドブックス）に格納しているので、御覧いただければと思います。

大友委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見などはありませんか。

猿渡委員 お疲れ様です。

このプランの中にも人権教育の問題が含まれ

ていますけれども、大分市は課の名前を変更しました。人権教育推進課と変更しましたけれども、このプランの中でも人権教育の柱として同和問題が入っていると思うんですよね。だから今、談合疑惑の事件が出て大分市が大きくその方向を見直そうと動いている中で、私は、大分県教育委員会の担当課名も人権教育・部落差別解消推進課となっていますけれども、部落差別解消という言葉はこの課の名前から外して、あらゆる差別を平等に取り扱っていく、そういう方向へと切り替えるべきだと思うし、このプランの中身も、そういう形でほかの差別と部落差別を偏ったものにしない。今、部落差別に偏ったものになっていると思うので、偏った形ではなくて、ほかのいろいろな差別、障がい者や外国人や女性やいろんな差別と同じように扱っていく。一般行政で解決できる問題だと考えていますので、そういう方向に切り替えるべきだと思います。

高校1年生に対する部落差別に特化した調査も昨年度行っています。けれども、その問題で、日田市で部落差別においてという部分があるんですけど、日田市議会の中の課題と今後の方向性のところにあるんですけど、日田市議会の12月議会の常任委員会の中で、教育委員会に諮って部落差別問題において云々という部分を削除したいと答弁があったとお聞きしています。県下でもそういう方向に向かっているので、今、県教育委員会としても、ここを見直すべきときだと思うんですね。その点、教育長が是非改めるべきだと私は思っています。いかがでしょう。

山田教育長 これについて、部落差別の問題は法律ができて、人権問題の本当に最たるもので、その重要性は、今回の事件があったからといっていささかも変わりはないと考えています。

ですから、そこだけ特化して人権教育をやっているわけではなくて、私どもがやっているのは、あらゆる差別の問題を取り上げてやっています。別にこれに偏っているというつもりはなく、組織の名前をどうするかは、また、私どもも周囲の状況を見ながら検討はしていきたいと思っていますけれども、ただ、今、我々がやっ

ている人権教育は別に偏ってもなく、部落差別も重要な課題であると考えています。

猿渡委員 時間がないので、もう多くは言いませんけれども、やはり課の名前や条例の名前に部落差別解消という言葉を入れていること自体が偏った姿勢を表し、その条例の中やいろんな計画の中にも、同和差別をはじめとしてという言葉が随所に出てくる。そこが偏っていることの表れだと私は思っていますので、是非今後、正していくように重ねて要望します。

木田委員 12ページの概要の右の中頃にある時代の要請や潮流の変化のところ、一つ目のマルの赤いところは大体イメージが付きますが、二つ目のマルの文言、教育を通じた個人の幸せというのは、多分自己実現のことかと思いますが、より良い社会、ウェルビーイングの実現、このより良い社会、ウェルビーイングは、どのような捉え方をして今回のプランでいかそうとしているのか、その考え方を教えてください。

鈴木教育改革・企画課長 このウェルビーイングの考え方ですが、正にこれは、国の教育振興基本計画を参酌してこの計画をつくることになっており、必ずしも国が言っているからどうこうというわけではないですけども、ここで言い表そうとしていることは、まずは多様な個人がそれぞれ幸せであり、また生きがいを感じる事が大前提にあります。その上で、個人を取り巻く場や地域、そして社会が幸せや豊かさを感じられる、そういった良い状態をつくっていくことを言い表そうとしています。

それにあたって、正に地域と共にある学校づくり、社会教育、スポーツ、また文化・芸術を通じた豊かな心の育成といった様々なことを通じて、個人そして社会全体が良い状態にあるものを目指そうとしているものです。

大友委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 委員外議員の方、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決します。本案は原案のとおり可決すべ

きものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

大友委員長 御異議があるので、挙手により採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに、賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

大友委員長 挙手多数です。

本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第41号議案損害賠償請求に関する和解をすることについて、執行部の説明を求めます。

佐保体育保健課長 委員会資料の41ページを御覧ください。第41号議案損害賠償請求に関する和解をすることについて、御説明します。

本議案は、県立高等学校において、学校部活動中に発生した事故に係る損害賠償請求に関して今回和解をすることについて、議会の承認をお願いするものです。

1 事案の概要です。本件の相手方は事故当時、県立高等学校の生徒A氏で、現在はずでに同校を卒業しています。事故は令和3年8月、敷地内のグラウンドで発生しました。事故概要ですが、被害者は部活動中の事故で傷害を負い、現在も障害などが残っています。

事故の状況、位置関係については、中段右側の事故状況図に示していますが、赤のバツ印の箇所です事故が発生しています。

2 経過ですが、令和5年9月4日に相手方から損害賠償請求がなされ、その後、県教育委員会としての方針を検討した結果、相手方には過失が認められず、学校における施設の設置・管理に問題があることから、相当額の賠償を行うことが必要と判断しました。

次に、3 和解協議ですが、代理人を通じて交渉を重ねた結果、和解金3千万円で合意し、令和7年2月7日に議会の議決を条件とする和解契約を締結したところです。

次に、4 スケジュールですが、3月27日の閉会日に議会の承認をいただいたら、支払手続を進めます。なお、本件については、相手方に

現在も障害が残っている状況等を踏まえ、個人が特定されないよう、個人名及び学校名は公表しないこととしています。

最後に、5再発防止策です。この事故を受け、同年11月に、県立学校に対し安全対策の徹底について指導をしました。

今後、このような事故が発生しないよう再発防止に取り組みます。

大友委員長 これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見などはありませんか。

猿渡委員 対策を取っていただいていることですけれども、ほかのスポーツに関しても、こういう問題が起きないようにきちんとチェックをし、対策を取っていくことを要望します。よろしくお願いします。

阿部委員 こういう和解や損害賠償請求は、毎回、ここだけに限らずいろんなところから出てくるんですけど、この和解金を支払うことそのものも、和解金といえども、それぞれ県民の税金から払うわけですからね。そういう流れの中で、そこに至るまでの責任はどこにあるのかの説明は、ほとんどないんだよね。和解金を払えばそれで済むような事柄が、我々にはそう見え隠れするものですから、そういうことにならないように、もう少し、例えば安全対策をしておくのは、それを管理する何かがあるはずですから、その責任の所在もあるでしょう。ただ和解金で一つ一つが終わっていくことにならないようにこれからも気を付けてください。ここだけの問題じゃなく、いろんなところで同じ問題が出てくるので、そのところはよろしくお願いします。

大友委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 委員外議員の方は、質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

大友委員長 御異議がないので、本案は原案の

とおり可決すべきものと決定しました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があったので、これを許します。

それでは、①と②の報告をお願いします。

坂本特別支援教育課長 委員会資料の43ページを御覧ください。

現行の第三次大分県特別支援教育推進計画（改訂版）に基づく再編整備の進捗状況について、御報告します。

まず、1南石垣支援学校について、別府羽室台高等学校跡地への移転についてです。現在、令和8年4月の移転開校を目指し、旧別府羽室台高校の改修工事を行っています。また、移転に伴い、学校名を変更する予定です。令和7年度在籍の児童生徒、保護者、教職員を対象に公募を行う予定にしています。なお、教育委員会にて校名候補を決定した後、令和7年9月の第3回定例会において、設置条例改正案を提案する予定にしています。

次に、知的障がい特別支援学校の児童生徒数増加に伴う教室不足対応についてです。令和6年4月に中央支援学校を開校しました。しかし、大分支援学校については、大分市東部地区の人口増加の影響で、教室不足の状況が継続しています。現在は、緊急的な解決策として、プレハブの仮設校舎により対応していますが、今後も児童生徒の増加が見込まれるため、新たに校舎を増築する計画としています。今年度末で実施設計を終了し、来年度から着工する予定です。供用開始は、令和9年度中を予定しています。

続いて、二つ目の報告になります。大分県特別支援教育推進プラン2025について、御説明します。

資料45ページを御覧ください。

こちらは、大分県特別支援教育推進プラン2025の概要となります。平成30年度に策定した現行の計画が、今年度で終了するので、令和7年度以降の本県の特別支援教育の新たな方向性を示すものとして策定しました。

推進プランの基本方針は、障がいのある子どもの自立や社会参加に向け、一人一人の教育的

ニーズに応じた学びを保障し、共に学び支え合う共生社会へつなげるためのインクルーシブ教育システムの実現をめざすとし、二つの柱と13項目の具体的な取組を掲げています。

次に、13項目の取組について、46ページより示しているプラン本文で御説明します。

49ページ右側を御覧ください。

①のイ具体的取組では、通級による指導の充実に向けて、自校通級や児童生徒、保護者が他校に通学する負担の少ない巡回指導の取組を進めます。

50ページを御覧ください。

左の②のイ具体的取組では、通常の学級に在籍する支援の必要な児童生徒の個別の教育支援計画の作成促進を図ります。右の③のイ具体的取組では、個別の指導計画の質の向上を図るため、小中学校等、高等学校の特別支援教育コーディネーターの専門性向上を図ります。

51ページを御覧ください。

左の④のイ具体的取組では、就学・進学等の助言体制の強化を図るため、市町村教育委員会に対して、相談支援ファイルの作成促進や就学支援の手引の理解を進めます。右の⑤のイ具体的取組では、特別支援学校において授業改善を通じた教育課程改善の取組を進めます。

52ページを御覧ください。

左の⑥のイ具体的取組では、家庭でのタブレット型端末の活用を進めるため、優良実践の活用等を家庭と共有を図り、促進につなげます。右の⑦のイ具体的取組では、さくらの杜高等支援学校のセンター的機能やジョブ・コンダクター6名の活用等により、特別支援学校全体のさらなる一般就労率の向上に取り組みます。

53ページを御覧ください。

左の⑧のイ具体的取組では、全校種の管理職を対象に、特別支援教育の意識向上に向けた研修を行います。右の⑨のイ具体的取組では、特別支援学校の児童生徒の個々の障がいの状態やニーズに応じた専門家による実践的な研修の充実を図ります。

54ページを御覧ください。

左の⑩のイ具体的取組では、特別支援学校の

整備に関わる取組です。令和6年に中央支援学校が開校しましたが、大分支援学校では、現在も教室不足の状態が続き、プレハブ校舎を設置して対応しているところです。ほかの特別支援学校を含め、教室の不足数に応じて対応策を検討します。右の⑪のイ具体的取組は、医療的ケア児の学びの保障に係る取組です。修学旅行等の泊を伴う校外学習について、看護師が同行できる要件の緩和、登下校の対応等、ニーズ調査や他県の取組状況等を参考に検討を進めます。

55ページを御覧ください。

左の⑫のイ具体的取組では、特別支援学校と他校種が一体となった運営を行うインクルーシブな学校運営モデルの検討を行います。最後右の⑬のイ具体的取組では、特別支援学校の児童生徒と小・中学校等との交流及び共同学習の積極的な実施に向けた副次的な籍の導入の検討を行います。

以上、説明をした取組を進め、障がいのある子どもたちの現在や将来の豊かな生活につなげ、子どもたちの夢をかなえることができる教育を目指していきたいと考えています。

大友委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 委員外議員の方は、質疑等ありませんか。

吉村（尚）委員外議員 49ページの具体的取組の部分で、1番最初に通級指導教室へのサポートの部分がかかれていることは、今後に向けては、この通級指導教室を充実させていくことになると思います。ただ、気になるのが、ア現状と課題の中の6行目あたりのところで、児童生徒数は増加傾向にあるが、近年は470人ほどで推移しており、横ばい傾向であると書かれているんですけども、私の認識でいえば、通級指導教室があれば、そこに行きたいと考えている児童、保護者の方はいるんですけども、これまで通級指導教室がないから諦めて普通教室に、または支援学級にという状況が生まれていると思うんですね。このところをきちっともう

少し把握すれば、通級指導教室の必要性がもっと高まってくるニーズはあると思うので、その認識を一つ伺います。

坂本特別支援教育課長 通級指導教室については、市町村教育委員会が設置を決めるもので、令和4年度から今年度まで、通級指導教室の理解を促す取組をしてきました。その結果、設置に向けた検討を行っている学校もあると聞いているので、充実していくのではないかと考えています。

大友委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 ほかに御質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

小野高校教育課長 時間がない中で失礼します。第1回P L I J S T E A M・探究グランプリについて、受賞報告します。

委員会資料の56ページをお開きください。

一般社団法人学びのイノベーション・プラットフォームが内閣府、文部科学省、経済産業省等後援の下、P L I J S T E A M・探究グランプリの選定を行っていましたが、このたび応募総数81件の中から、大分県教育委員会を含む10団体がグランプリに選ばれました。この賞は、S T E A M教育や探究型学習の実践が優れている取組を表彰するもので、教育委員会の選出は、全国でも大分県教育委員会のみとなります。

大分県教育委員会の取組は、小学生から大学生までを通じたS T E A M教育の推進であり、小中学生には体験型子ども科学館OーL a b o（オーラボ）での講座を中心に、高校生向けには高校教育課の主催事業であるS T E A M教育推進事業において生徒たちの探究心と創造性を育むなど、幅広い世代を対象に、独自の取組を展開しています。

今後もS T E A M教育を推進するにあたり、新たな価値を創造し、社会の創り手となる人材として必要な資質・能力の育成に努めます。

大友委員長 ほかにありませんか。

猿渡委員 すみません、時間がない中で。

私、中学生の女子たちとちょっと意見交換する場があり、大分県立学校の場合は、生理用ナプキンを保健室なり言いやすい先生にもらうことになっていると言ったら、ええ、嫌だとみんな言いました。それで、担任が男の先生だったら言いにくい、隣のクラスの先生とかにも言いにくい、保健室に先生がいないときもあると言うんですね。トイレに置いた方がいいと思う人と聞いたら、24人ぐらいいた女子全員、はいと言ったんですね。アンケートを取ったという話もありましたけれども、そういう当事者である思春期の女子生徒たちの意見を是非反映して、今後トイレに置いて自由に使えるように改善していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

佐保体育保健課長 県ではまず、生理用品をトイレ等に置かずに、申し出があった生徒に対して手渡しをする制度を取っていますが、これについては、生理の貧困の部分に主眼を置いており、何も聞かずにただ置いておくと、その子どもたちの後ろにある部分が把握できにくい観点から、手渡しとしています。ただし、渡すときには、理由等を聞きません。

今回、県立学校でアンケートをまた取っていますけれども、その回答の中では、生理痛がひどいことや周期に乱れがあることについての相談を受けた、生理が早くなったことが理由で保健室に取りに来た、その際の指導として、自立に向けての言葉かけをした、その他の意見としては、突発的な生理に対応する生徒利用がほとんどで、生徒の心理的負担軽減につながっているという肯定的な意見もあったので、我々としては、こうした体制を継続していきたいと考えているところです。

猿渡委員 当事者の生徒たちは思春期でなかなか繊細な時期でもあり、繊細な問題でもあるので、当事者の意見を聞いて、是非、また今後考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

吉雄教育人事課長 申し訳ありません。冒頭の第19号議案職員の給与に関する条例等の一部改正についての中で、阿部委員から子育て部分

休暇を入れた理由について御質疑いただいた件です。

さきほど山田教育長からも申しましたが、放課後児童クラブがありますけれども、この閉所時間が１７時３０分あるいは１８時のために、子どもの帰宅時間には間に合わない声もあることから、部分休業制度に準じて、今回、休暇を設けることとしたものです。

大友委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 ほかにないので、これをもって教育委員会関係の審査を終わりますが、ここで一言、私から御礼を申し上げます。

〔大友委員長挨拶〕

〔山田教育長挨拶〕

大友委員長 ありがとうございます。

それでは最後に、異動される２人からも一言お願いしたいと思います。

〔武野教育次長挨拶〕

〔三重野文化課長挨拶〕

大友委員長 ありがとうございます。

それでは、これをもって教育委員会関係の審査を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

執行部が入れ替わるので、少々お待ちください。

〔教育委員会退室、警察本部入室〕

大友委員長 これより、警察本部関係の審査に入ります。

本日は、委員外議員として吉村尚久議員、吉村哲彦議員、佐藤之則議員に出席いただいています。

まず、合い議案件の審査を行います。

第１７号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

幡野警察本部長 警察本部長の幡野です。

大友委員長をはじめ、委員の皆様方、また委員外議員の皆様方には、平素から警察業務の各般にわたり、御理解・御協力を賜っていること

について、厚く御礼申し上げます。

審査に先立ち、改めて御報告します。３月７日、本県警察官を口座詐欺事件の被疑者として、逮捕するに至りました。県警察に対する信頼を著しく損なうものであり、大変申し訳なく思っています。

事件については、現在捜査中であり、今後明らかになった事実関係に即して、厳正に対処することとしています。また、本件を重く受け止め、規律の振粛を徹底し、職員一丸となって信頼回復に取り組むので、どうぞよろしくお願いします。

本日の委員会では、合い議案件２件と付託案件１件について御審査いただき、その後、諸般の報告として、マイナ免許証の概要についての御説明を担当部長からします。

なお、本日は監察課長の奥田が急遽欠席となりましたので、代わりに監察課次席の小野が出席しています。どうぞよろしくお願いします。

後藤交通部長 第１７号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正について、御説明します。一部改正の内容は、本条例の別表第３に規定されている自動車保管場所関係事務手数料になります。

文教警察委員会説明資料２ページを御覧ください。

手数料の改正理由について、自動車の保管場所制度は、自動車の保管場所として道路が使用されないようにすることを目的として、保管場所の確保義務、保管場所標章の表示義務等を設けた制度になります。

保管場所標章により、自動車の保有者に対して保管場所の確保を動機付けさせるとともに、保管場所の位置について、警察の調査が可能となる制度です。近年、警察のデータベースの整備により、保管場所標章によらずとも目的が達成できることから、保管場所標章が廃止されることとなりました。それに伴い保管場所標章の交付手数料が不要となるため、手数料５５０円についての規定を削除するものです。

保管場所標章廃止の効果としては、申請時の経済的負担が軽減されるほか、窓口申請と電子

申請の方法があり、これまでいずれの方法であっても、保管場所標章を受領するため、警察署等の窓口に来る必要がありました。今回、保管場所標章が廃止されることで、電子申請の場合、手続の全てをオンラインで完結させることが可能となります。

なお、施行期日は、法律の施行日に合わせて、令和7年4月1日を予定しています。

大友委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 委員外議員の方は、質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 別に質疑等もないので、これより採決します。

本案のうち本委員会関係部分は、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

大友委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分は、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定しました。

次に、第19号議案職員の給与に関する条例等の一部改正についてのうち本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

伊藤警務部長 第19号議案職員の給与に関する条例等の一部改正のうち職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について、御説明します。

委員会説明資料の3ページを御覧ください。

今回の改正は人材確保等の観点から、時代の要請に即した給与制度の実現や人事委員会勧告の趣旨等を踏まえ、改正を提案するものです。

まず、1改正理由についてです。近年の災害の激甚化・頻発化や昨年1月の能登半島地震に係る災害対応を踏まえ、国の災害応急作業等手当に係る人事院規則等が一部改正され、大規模な災害に対する災害応急作業等手当の手当額の新設等が行われました。

これに伴い、各県においても手当額の引上げ

等が行われていることから、各県との均衡を図るため、搜索救助等作業に係る手当を改正するものです。

次に、2改正内容について、①大規模な災害として知事が定める災害に係る搜索救助作業に対する手当額として1,080円を新設、②日没時から日出時までの間の作業に対する加算額として840円又は1,080円の手当額に加え、その100分の50に相当する額の加算を新設、③著しく危険と知事が認める作業に対する加算額として840円又は1,080円の手当額に加え、その100分の100に相当する額の加算を新設するものです。

最後に、3施行期日について、令和7年4月1日としたいと考えています。

大友委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 委員外議員の方は、質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 別に質疑等もないので、これよりさきほど審査した教育委員会関係部分とあわせて採決します。

本案のうち本委員会関係部分は、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

大友委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分は、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定しました。

以上で、合い議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査を行います。

第1号議案令和7年度大分県一般会計予算のうち警察本部関係部分について、執行部の説明を求めます。

伊藤警務部長 第1号議案令和7年度大分県一般会計予算のうち警察本部関係について、御説明します。

お手元の資料4ページを御覧ください。

令和7年度警察本部予算は、警察本部①の計の欄に記載のとおり282億32万4千円です。

先般の予算特別委員会において、主要事業等については本部長から御説明しましたので、本日はそれ以外の事業について、予算概要の順に沿って御説明します。

5ページを御覧ください。

公安委員会費です。事業名欄一番上の委員報酬678万円は、公安委員3人の報酬です。

その下の公安委員会運営費235万8千円は、公安委員及び事務局職員の旅費など公安委員会の運営に要する経費です。

6ページを御覧ください。

警察本部費です。事業名、警察運営費16億8,416万円は、事業概要欄の上から、各団体が実施する事業への補助金、中ほどの児童手当、下から二つ目の警察職員貸与被服調製費及び赴任旅費や庁舎の光熱水費などの警察運営諸費等です。

7ページを御覧ください。

事業名、県民の安全を守る人的基盤強化事業費402万8千円は、優秀な人材の確保のためSNSに採用募集動画等を掲載するなどの採用募集活動等に要する経費です。

8ページを御覧ください。

装備費です。事業名、警察装備費4億759万1千円は、事業概要欄の上から、ヘリコプターの特別点検整備等に要する経費や車両、警察官装備貸与品等維持修繕費、車両等燃料費等です。

9ページを御覧ください。

警察施設費です。事業名欄上から二つ目の警察施設改修費1億6,405万9千円は、大規模災害時等の際に使用する警察活動用資機材を保管する倉庫の建設や交番・駐在所の照明LED化工事など、警察施設の改修等に要する経費です。

三つ下の交通安全施設維持管理費3億4,949万1千円は、交通信号機等の電気料、回線専用料など交通安全施設の維持管理等に要する経費です。

その下の警察庁舎等維持修繕費6,508万

8千円は、警察庁舎等の維持補修等に要する経費です。

10ページを御覧ください。

運転免許費です。事業名欄一番上の認知症等早期発見支援事業費1,109万1千円は、運転免許更新時等に認知症等の運転者を早期に発見し、医療機関への受診勧奨などの対応をよりの確に行うため、3名の保健師等を運転免許センターに継続配置するものです。

その下の自動車運転免許事務費5億6,204万9千円は、運転免許証更新時の講習や運転免許証の発行機器の維持管理に要する経費等です。

11ページを御覧ください。

恩給及退職年金費です。事業名、警察恩給費1,119万6千円は、昭和37年11月以前に退職した警察職員の御遺族に対する恩給の支給に要する経費です。

12ページを御覧ください。

警察活動費です。事業名欄上から二つ目の地域防犯力強化育成事業費3,296万4千円は、児童生徒の非行防止等のため、スクールサポーター8名の継続配置を行うほか、犯罪の未然防止等のため、まもめーるシステムを活用し、地域の安全情報を県民に発信するものです。

その下の空き交番・県民安全相談対策事業費1億62万1千円は、空き交番の解消とパトロールの強化を図るための、交番相談員21名と、警察安全相談への迅速・的確な対応を図るための、警察安全相談員8名をそれぞれ継続配置するものです。

13ページを御覧ください。

事業名欄一番上の一般警察活動費3億958万2千円は、事業概要欄上から、公益社団法人大分被害者支援センターに相談・支援事業や講演会等の開催事業を委託する被害者支援事業費や電話専用料等通信運搬費、旅費等です。

その下の装備資器材等充実強化費1億939万6千円は、重要犯罪等の捜査に迅速かつ的確に対応するための機器の整備等に要する経費です。

その下の警察業務効率化推進事業費2,49

6万円は、文書管理システムの維持管理やテレビ会議システムの運用に要する経費です。

14ページを御覧ください。

事業名欄上段の刑事警察費4億3,032万1千円は、捜査支援システムの維持管理等に要する経費や報償費、旅費等です。

15ページを御覧ください。

事業名、交通指導取締費3億146万1千円は、事業概要欄上から二つ目の自動車保管場所申請等の手続きをインターネットで行うワンストップサービスの運用に要する機器のリース料等や、その下の放置違法駐車車両の確認事務の委託料等のほか、交通警察活動に要する報償費、旅費等です。

大友委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見などはありませんか。

阿部委員 空き交番・県民安全相談対策事業費で、交番相談員と警察安全相談員、この相談員は警察官ではなくて一般人なの、それとも警察官なの。例えば、この交通相談員の21名に対してのいろんな経費という見方でいいのかな。この2点、ちょっと教えてもらいたい。

萩尾生活安全部長 交番相談員と警察安全相談員は、基本的には警察官ではありませんけれども、会計年度任用職員という身分を持っている者です。基本的には、警察官のOBがほとんどです。

それから、経費は、いわゆる人件費が主なものと理解をしています。

阿部委員 この相談員、警察官OBの方々ですが、両方の相談員29名の中に今現在、女性はいらぬのか。

萩尾生活安全部長 交番相談員と警察安全相談員、いずれも女性はいません。

阿部委員 今後の課題として、それも一つ考えていくといいんじゃないかと思うので、要望で出しておきます。

高橋委員 14ページの交通事故ゼロ推進事業費の中の自転車交通ルールの周知対策で、随分前から言っていますけれども、なかなかこれが徹底しないというか、毎回同じことをまた繰り返

すじゃないですけど、やるということでもいいですか、約1,500万円。

後藤交通部長 自転車の交通ルール、それからマナーについて、交通ルールの周知はこれまでもやってきたところですけども、令和8年5月までには、青切符の反則通告制度が始まります。そのため、交通ルールを県民の皆様に周知し、不安を払拭するものであり、今回、交通事故ゼロ推進事業費で計上しているのは、昨日予算特別委員会でも話しましたが、県警のホームページに自転車安全クイズを載せます。主に中学生・高校生の自転車の事故が非常に多いので、交通ルールを学ぶ機会がなかなかないところで、まずクイズをつくって、学校現場のタブレットから入って、クイズを解きながら能動的に学習していくものです。

また、社会人も御家庭でも受ける形で、一般的に交通自転車の安全利用不足や基本的な事故を載せたもので、自主的に学んでいただくというところでやっています。また、今回、新しい事業としては、分析機能も持たせており、再教育も可能となっています。

高橋委員 ありがとうございます。

私も一時期、自転車ですずっと通勤をしていたことがあるんですが、まず自転車は車両なので車道の左側を走る、たったこれだけでも随分変わらなうんすよ。車から、突っ込んでくる自転車に何度もひやりとさせられることがあるんですね。とにかく、自転車は車両なので左を走るんだということをまず徹底していただくだけでも、自転車の事故もかなりとまでいくかどうか、でも、だいぶ違ってくるんじゃないかと思うので、よろしくお願いします。

木田委員 17号議案とも関係ありますが、15ページの自動車保管場所申請ワンストップサービス推進事業費5,400万何がしなんですけど、まず、全国一律のシステムというか仕組みだとは思いますが、この5,400万円はどのような経費がかかるんでしょうか。

後藤交通部長 主に、この5千数百万円のうちの3,300万円程度が全国统一のもので、負担金という形になります。主にはそういうこと

で大部分を占めています。ワンストップサービスは御承知のとおり、県税の関係、運輸支局の検査・登録の関係、それから警察の保管場所、この三つがワンストップでできるもので、そういった機器を導入しています。これは全国で入っていて、その負担金が非常に大きく占めているものです。

木田委員 今、ガバメントクラウドがつくられて、それは同じ行政の仕事は、統一のシステムで運用して、経費を安くしようという構想ですかね。これも結構、このデータ项目的には量はなさそうなので、簡単なシステムなんじゃないかと思いますが、システムの負担金が結構かかるなと思っていますが、是非。

これ、毎年なんですかね。これ、もうちょっとどっか警察庁なり、もっと効率化して、安くしてもらうことができないでしょうか。

後藤交通部長 確かに大きな金額となっており、細かいことを私も今ここでは説明できませんが、大分県の人口、車の登録台数といったもろもろを検討し、3,300万円ぐらいははじき出していると聞いています。

そういった要望等は、警察庁とも過去、金額についての交渉というか、意見も聞いたことがありますけれども、決められたものという回答になるもので、そういった御要望があったことは、こちら警察庁とも情報を共有したいと思っています。

木田委員 毎年3,300万円使って。

後藤交通部長 そうです。

猿渡委員 最初にありました女性警察官の逮捕事件の関係ですけれども、昨日も予算特別委員会の中で、堤議員から、風通しのよい相談しやすい関係とありました。それも大事だと思いますし、犯罪に関わらなければならない仕事なので、本当にあってはならないことなんですけれども、巻き込まれてしまうような、利用されてしまうようなことが本当にあってはならないわけですね。その辺の教育の徹底とか充実、当然もう大前提なんですけれども、こういう問題がありますと、この件の中身はまだ調査中ですが、その辺の教育が今後さらに徹底しなけ

ればならないかと思えますけれども、その点どう考えているのか、それが1点。

あともう1点は、女性の働きやすい職場という意味で、いろんな分野でそれが必要かなと思っていますが、警察は女性が少ない職場だと思います。女性職員の割合と交流の場があるのか、どのような形で交流したり学び合ったりしているのか、また、生理休暇の取得状況、取りづらい状況があったりしないかと思えますけれども、その辺の状況がどうなのか、御説明いただきたいと思います。

伊藤警務部長 まず、不祥事案、非違事案等に対する教育の方針について、先にお答えします。

非違事案について、個々の事案ごとに、それぞれ事実関係が異なる状況にあります。その背景や原因について、一概に決めるのは非常に困難ですけれども、職員一人一人がその職責を自覚し、高い規範意識を持って日々取り組むことが大切であると考えており、心に染み渡る教養等取組を進めていくところです。

続いて、大分県警察における女性職員等に関する問題について、お答えします。

一つ目、御質疑にあった大分県警察における女性職員の割合について、回答します。令和6年4月1日現在、県警全体の女性職員の割合は17.7%、428名となっています。

次に、女性職員のみ意見交換等の開催状況について、回答します。女性職員が働きやすい職場環境づくりをするための所属女性会議を年1回以上実施しているほか、勤務経験等の豊富な女性職員が、ライフサイクルに応じたキャリア形成等について、助言又は指導を行う女性職員メンタリング相談制度により、女性職員のモチベーションの維持、向上を図っています。

なお、さきに御説明した所属女性会議については、令和6年度では17回開催しています。

続いて、生理休暇の取得状況について、回答します。令和6年中の実績で26名、延べ613時間15分となっています。また、当該休暇申請は、システム申請制度を採用することにより、職員のプライバシーの保護を図っています。

猿渡委員 ありがとうございます。

女性職員は、職場によって少ないところもあると思うんですね。人間関係をつくる中で、悩みを話したり相談したり、先輩に対してそういう関係をつくっていくことも、最初に言った、犯罪に巻き込まれないみたいな面でも大事かと思っています。是非こういう、十何回やっていて、良いことだと思いますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

警察の仕事って、本当に大変な仕事だと思うので、生理中とか集中力が低下したり、いろんな面でマイナスの影響があるので、取りやすい環境を進めていくことを要望します。よろしくお願いします。

大友委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 委員外議員の方は、質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 ほかに質疑等もないので、さきほど審査した教育委員会関係部分とあわせて採決します。

本案のうち本委員会関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

大友委員長 御異議があるので、挙手により採決します。

本案のうち本委員会関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決することに、賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

大友委員長 挙手多数です。

本案のうち本委員会関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があったので、これを許します。

それでは、①の報告をお願いします。

後藤交通部長 マイナ免許証の概要についてです。これまでも説明をしてきましたが、マイナンバーカードと運転免許証を一体化するマイナ免許証の運用が開始されるため、改めてマイナ

免許証の概要について、御説明します。

委員会説明資料16ページを御覧ください。

マイナ免許証は、本年3月24日月曜日から全国一斉に運用が開始され、本県におけるマイナ免許証に係る各種の手続きは、これまでの免許手続と同様に運転免許センターと警察署で行います。

次に、一体化は免許情報をマイナンバーカードのICチップ内に記録することで、マイナンバーカードを免許証としても利用可能とするものです。

今後は免許証の1枚持ち、マイナ免許証の1枚持ち、双方の2枚持ちの3通りの中から申請者の希望に応じ、いつでも自由に選択できるようになります。2枚持ちの方は、いずれかを携帯していれば、自動車等の運転が可能となります。

マイナ免許証に記録する免許情報の有効期間は、免許証と同じ有効期間となり、免許更新時は、マイナ免許証に記録した免許情報を書き換えて行います。

なお、免許情報を記録したマイナンバーカード自体の有効期間が満了したとしても、免許情報の有効期間が満了していなければ、運転免許証としての有効性に問題はありません。

次に、県民がマイナンバーカードに記録した免許情報を確認する方法ですが、警察庁が開発したマイナ免許証読み取りアプリやマイナポータルを利用して、免許情報を確認することができます。

警察庁が開発したマイナ免許証読み取りアプリは既に3月12日から配信されており、ダウンロードすることができます。マイナポータルは、運用開始前までには利用できるようになります。

終わりに、マイナ免許証に関する問合せ先は運転免許センターとし、マイナ免許証の概要をQ&Aと共に、県警ホームページに掲示しています。今後も県民からよくある質問については、Q&Aに追加して更新していきたいと考えています。

大友委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見などはありませんか。

首藤委員 このマイナンバーカードとの一体化ですけれど、結構いろんな人から私もいろいろ伺っており、免許証と一体化した場合に期限が分かりづらいんじゃないかというのは、アプリで確認するしかないということでしょうか。

それと、ゴールドカードを持っている方は、保険の割引等がきくと思いますけれど、そのときに、ゴールドカードは一体化になったときに、どう申請できるのか。

あと、これは運転免許センターにおいて替えるわけですが、例えば一体化した場合、その日のうちには免許証がそのカードには反映されないのでは、帰りは免許不携帯になるのではないかという疑問を持たれる方が多いんですけれど、その3点をお願いします。

後藤交通部長 まず、一体化した場合に更新がどうなるかですが、期限は更新が来る場合には、はがきでまずは通知をするので、そこはこれまでと変わりません。そして、自分で免許の有効期間を確認したい場合には、さきほど申した読み取りアプリやマイナポータルによって自ら確認することができるものです。

それから、2点目はちょっと飛ばして、3点目の運転免許センターでマイナ免許証にした場合には、即日そこに書き込むので、そのときからもう乗れることになります。

ちょっと2点目は、今調べています。

木田委員 昨日、ちょうどマイナ免許証の特集がテレビであり、マイナンバーカード自体の更新をするとICチップの中身がクリアされて、多分、マイナンバーカードは市町村保有の情報は多分書き込まれると思いますが、免許情報はそのとき連携しないというところがあったんですけれど、その辺の運用は、今後どのようになりますか。

後藤交通部長 木田委員御指摘のとおり、そういった話を聞いていますが、マイナ免許証になって、マイナンバーカードの有効期間が満了したとします。そして、新たにマイナンバーカー

ドを市町村で発行してもらう場合、免許情報は入りません。現時点では入りませんが、マイナンバーカードを新しくつくったときには、これまであったように、免許情報が自動的に反映される形で、秋頃までにはそういったシステムを構築できると聞いています。

大友委員長 ほかによいですか。

後藤交通部長 首藤委員から質疑のあった2点目について、さきほど御説明したアプリでゴールドカードが確認できますので、それをスマートフォンで見せて、今、免許証はゴールドカードですということが表示できれば、優良という点で割引は受けられることになります。

大友委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 委員外議員の方は質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 ほかに御質疑等もないので、以上で、諸般を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 別にないので、これをもって警察本部関係の審査を終わりますが、ここで一言、私から御礼を申し上げます。

〔大友委員長挨拶〕

〔幡野本部長挨拶〕

大友委員長 ありがとうございます。

それでは最後に、退職される幸野刑事部長からも一言お願いします。

〔幸野刑事部長挨拶〕

大友委員長 ありがとうございます。

それでは、これをもって警察本部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

委員の皆様はこの後、協議を行うのでお待ちください。

〔警察本部、委員外議員退室〕

大友委員長 これより、内部協議に入ります。

このメンバーでの委員会は、これで最後とな

りますが、この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 それでは、私から一言、御挨拶を申し上げます。

〔大友委員長挨拶〕

大友委員長 それでは、これをもって委員会を終わります。

大変お疲れ様でした。